

## 宝塚市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)の「地域クラブ活動に関する認定制度」(以下「認定制度」という。)に基づき、宝塚市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 宝塚市認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- 一 生徒が、自主的・主体的に参加することができ、競技性や成果のみに偏重せず、参加者すべてが生涯にわたって、スポーツや文化活動に親しむことにつながる活動であること
- 二 原則として宝塚市内の中学生を対象とし、選抜等を行わず地域クラブ活動に自由に加入及び退会できること(中学生以外の年代層の受け入れも可とする。近隣市町村の中学生の受け入れについては、宝塚市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に相談すること。ただし、競技力強化等の観点から広域から参加者を集めることは認められない。)
- 三 地域クラブの活動拠点は、原則として宝塚市内とし、活動場所までの移動について、参加者やその保護者に過度の負担とならないこと
- 四 規約を作成・公表しており、その内容が社会通念上、適切であると認められること。規約には以下の要件を満たす内容が記載されていること。なお、団体の責任者は18歳以上(高校生は除く)とすること。
  - ア 団体の目的
  - イ 役員(正副代表・会計・監事等)の選任・解任に関すること
  - ウ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
  - エ 予算・決算の審議・承認に関すること
  - オ 会員の入退会、参加費等に関すること
- 五 規約に基づき公正かつ透明性のある団体運営を行い、適正なガバナンスを維持すること
- 六 大会・コンクール等に参加する場合には、その運営に積極的に参加すること
- 七 教育委員会が指定する指導者研修を必ず受講し、地域クラブ運営や指導に生かすこと
- 八 持続可能な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること(スタッフの転勤等により地域クラブの存続ができなくなることがないようにする)
- 九 営利目的を主にした地域クラブ活動の運営ではないこと。また、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、保護者及び関係者からの求めに応じて会計内容を開示すること
- 十 参加費等は、可能な限り低廉に設定すること
- 十一 教育委員会から、情報提供や報告を求められた際には適宜対応するとともに、その他必要な協力を行うこと

- 十二 地域クラブの活動方針や指導方針、活動予定、活動実績等について、参加者の在籍校と必要な情報を共有するとともに、学校施設を利用する場合などは、必要な連絡調整を行うこと
- 十三 長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解して、週2日以上 of 休養日を設定するとともに、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内で、年間及び月間の活動計画を策定し公表すること
- 十四 参加者の発達段階や体調、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息時間等を設定するなどの安全確保に努め、事故やトラブルの未然防止に努めること
- 十五 活動場所の施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、参加者の安全確保に万全を期することに加え、参加者及び指導者は自身のけが等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入していること
- 十六 事故等が発生した場合や活動場所の施設及び近隣住宅等の建物、物品等を毀損又は滅失させたときは、速やかに学校等の関係先に報告するとともに、団体が賠償義務及び原状回復義務を負うこと
- 十七 団体を構成する全ての者が、体罰・暴言・ハラスメント・性暴力がいかなる場合にも決して許されないものであるとの認識を持ち、これらの行為を決して行わないこと
- 十八 「個人情報保護に関する法律」を遵守するとともに、情報を適切に管理すること
- 十九 「宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例」に基づく除外措置を受けていないこと
- 二十 参加者へ政治・宗教に関する活動をしないうこと

#### (認定申請)

- 第3条 宝塚市認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、宝塚市認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（様式第1号）（以下「誓約書兼申請書」という。）、宝塚市認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第2号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を教育委員会に提出することにより行うものとする。
- 2 教育委員会は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

#### (認定手続)

- 第4条 教育委員会は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。
- 2 宝塚市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。
- 3 第1項の規定により認定を受け、又は前項の規定により認定を受けたものとみなされた地域クラブ活動は「宝塚市認定地域クラブ活動」と呼ぶものとする。

(認定又は不認定の通知)

第5条 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしたときは、宝塚市認定地域クラブ活動認定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 教育委員会は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、宝塚市認定地域クラブ活動不認定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 宝塚市認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の年度末までとする。

(変更の届出)

第7条 宝塚市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに宝塚市認定地域クラブ活動変更の届出書(様式第5号)により教育委員会に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

(休止の届出)

第8条 宝塚市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに宝塚市認定地域クラブ活動休止の届出書(様式第6号)により教育委員会に届け出なければならない。

(認定取消しの申出)

第9条 宝塚市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに宝塚市認定地域クラブ活動認定取消しの申出書(様式第7号)により教育委員会に申し出なければならない。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、宝塚市認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- 一 不正な手段等により認定を受けたとき
- 二 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- 三 宝塚市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき

2 教育委員会は、第1項の規定により認定を取り消したときは、宝塚市認定地域クラブ活動認定取消通知書(様式第8号)により、宝塚市認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

(宝塚市認定地域クラブ活動に対する指導助言等)

第11条 教育委員会は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、宝塚市認定地域

クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

(宝塚市認定地域クラブ活動に対する支援)

第12条 教育委員会は、宝塚市認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- 一 生徒・保護者等に対する情報提供
- 二 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用等）
- 三 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進

附 則

(施行期日)

- 1 本要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年度末までの間は、教育委員会は、地域クラブ活動が第2条各号に掲げる認定要件のうち、第4号又は第5号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の運営団体・実施主体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。